

安全・安心まちづくり委員会 議事録

日時：令和2年11月9日（月）

午後2時から午後3時30分まで

場所：宮城県行政庁舎9階第一会議室

○司会

開催前ではございますが、本日の審議会につきましては新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、事務局職員につきましてはマスクを着用させていただいております。

委員の皆様におかれましてもマスクの着用につきまして、御協力のほどよろしくお願いいたします。

また、会議中発言をされる際には係の者がお席までマイクを持参いたしますので、そちらをご利用願います。

発言が終わりましたら恐縮ですが、マイクを係の者に必ずお返し願います。

なお、マイクを直接委員に手渡すことにつきましては、お控えいただきますようお願いいたします。マイクはその都度清掃の上、お渡ししたいと思います。以上、お手数をおかけしますがよろしくお願いいたします。

それでは定刻となりましたので、ただいまより安全・安心まちづくり委員会を開会させていただきます。

初めに、資料の確認をお願いいたします。

事前にお届けしておりました会議次第、委員名簿、関係課室出席者名簿、席次表、資料1及び2、そして本日机上には御意見の回答用紙、現行の安全・安心まちづくり基本計画、各種防犯に関するリーフレットを御用意させていただいております。

また、本日、菅井委員より御提供いただきました、北部防犯だよりをお配りさせていただいております。ぜひ、御参照いただければと存じます。

以上が本日の資料となっておりますが、すべてお手元におそろいでしょうか。

過不足等ございましたら事務局の方にお申し付けください。

よろしいでしょうか。

それでは開会にあたりまして、環境生活部次長の佐々木より御挨拶を申し上げます。

○環境生活部次長

皆さんこんにちは。環境生活部次長の佐々木でございます。

本日は、皆様御多忙にもかかわらず安全・安心まちづくり委員会に御出席を賜り、誠にありがとうございます。

また、本日の委員会は10月に行われました委員改選後、最初の委員会となっております。

改めまして皆様には、委員をお引き受けいただきましたこと、御礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

現在、新型コロナウイルス感染症は、県内におきましてもクラスターが発生し、感染者数も多い状況が続いており、予断を許さない状況でございます。

今回のこのような状況の中で多方面にわたって、多大な影響を及ぼしているという

のが現在の状況だと思えます。

皆様方には、御理解御協力いただきながら、新型コロナウイルス感染症の対策に取り組んでいきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思えます。

さて、県では犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画に基づきまして、県警察をはじめ、関係機関団体や県民の皆様と連携しながら、犯罪被害に遭わないまちづくりを進めておりますが、現行計画が今年度末で終了することから、来年度を始期とします次期計画の策定作業を進めているところでございます。

7月に開催いたしました前回の委員会では、現行計画の成果や課題等につきまして御報告の上で、次期計画の素案につきまして御審議をいただいたところでございます。

本日の委員会には、これまでの議論を踏まえまして、次期計画の中間案をお示しし、御議論をいただければというふうに思っているところでございます。

中間案は、皆様からいただきました御意見をできる限り反映をさせていただきましたほか、現行計画におけます課題や社会情勢の変化を踏まえ、必要な取り組み等を盛り込んでおります。

すべての県民が安全に安心して暮らすことができるみやぎを実現させるため、実効性のある計画の策定に向けて、本日は皆様方の、忌憚のない御意見をいただければ幸いです。

それでは、本日はどうぞよろしくお願ひします。

○司会

大変申し訳ございませんが、環境生活部次長の佐々木につきましては公務のため、ここで退席をさせていただきますので、御了承いただきたいと存じます。

○環境生活部次長

申し訳ございません。どうぞよろしくお願ひします。

○司会

本日は18名の委員中、16名の皆様に御出席を頂戴しております。

過半数を超えておりますので、安全・安心まちづくり委員会運営要領第2第2項の規定により、会議が有効に成立しておりますことを御報告いたします。

本日1名の方に傍聴いただいておりますので、併せて御報告をさせていただきます。

なお、傍聴の方にお願ひいたします。傍聴に際しましては、場内に掲示してございます傍聴要領を遵守いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

また、この会議は県の情報公開条例第19条の規定により、原則公開となっております。

議事録につきましては、まとまり次第、宮城県共同参画社会推進課のホームページにおいて公表をさせていただく予定としております。

続きまして、本日御出席の委員の皆様を御紹介させていただきます。

本日は委員改選後、最初の委員会でございますが、多くの委員に再任をいただいたほか、新たに加藤慎一様、高橋敦様、中井誠一様に御就任をいただいております。

なお、皆様への委嘱状につきましては大変恐縮でございますが、皆様のお手元にお配りをさせていただいておりますので、御了承願いたいと存じます。

それでは、お手元の名簿順に委員の御紹介をさせていただきます。

新任の方もいらっしゃいますので司会が名前をお呼びしましたら、その場で一言自己紹介を頂戴できればと思います。

はじめに、浅野辰夫委員でございますが、本日所用により御欠席との連絡を頂戴してございます。

続きまして、浅野直美委員でございます。

○浅野直美委員

よろしく願いいたします。

○司会

続きまして、太田文子委員でございます。

○太田文子委員

はい。石巻市立万石浦小学校校長の太田文子です。

子どもたちが安全で安心して過ごせる学校づくりに日々務めております。どうぞよろしく願いいたします。

○司会

続きまして、小野浩子委員でございます。

○小野浩子委員

はい。宮城県社会福祉協議会の小野と申します。よろしく願いします。

○司会

続きまして、新たに御就任いただきました加藤慎一委員でございます。

○加藤慎一委員

はい。株式会社セブン-イレブン・ジャパンの加藤と申します。

本日はよろしく願いいたします。

○司会

続きまして、西條由紀子委員でございます。

○西條由紀子委員

はい。西條と申します。よろしく願いいたします。

○司会

続きまして、ザンペイツフ・バキトグル委員でございます。

○ザンペイツフ・バキトグル委員

よろしく申し上げます。

ロシア国籍のカザフスタン人です。

主婦なのでいろいろなところでボランティアをしながら頑張っております。

よろしく願いいたします。

○司会

続きまして、菅井信子委員でございます。

○菅井信子委員

はい。塩釜の菅井でございます。

よろしく申し上げます。

○司会

続きまして、新たに御就任をいただきました、高橋敦委員でございます。

○高橋敦委員

一般社団法人宮城県警備業協会専務理事をしております高橋と申します。

協会で4年目ということで前職は宮城県警にいました。

この協会としましては、安全安心産業ということで、様々な活動に取り組んでおりますので皆様よろしく申し上げます。

○司会

続きまして、竹田英子委員でございます。

○竹田英子委員

竹田英子です。よろしく願いいたします。

○司会

続きまして、田中智仁委員でございます。

○田中智仁委員

仙台大学の田中智仁と申します。専門は犯罪社会学と民間警備を担当しております。よろしく願いいたします。

○司会

続きまして、新たに御就任いただきました中井誠一委員でございます。

○中井誠一委員

中井と申します。よろしくお願いいたします。

県南の角田というところで、地元の防犯協会の活動を25年ほどやってまいりました。

よろしくお願いいたします。

○司会

続きまして、成瀬幸典委員でございます。

○成瀬幸典委員

東北大学の成瀬でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○司会

続きまして、藤澤美子委員でございます。

○藤澤美子委員

藤澤美子です。よろしくお願いいたします。

○司会

続きまして、本郷昌孝委員でございます。

○本郷昌孝委員

本郷です。よろしくお願いいたします。

宮城県観光連盟の事務局長を仰せつかっております。

また、併せて宮城県経済商工観光部参与としてインバウンドに関わっております。

よろしくお願いいたします。

○司会

続きまして、三浦利之委員でございます。

○三浦利之委員

大崎市総務部防災安全課の三浦でございます。よろしくお願いいたします。

○司会

続きまして、吉田邦光委員でございます。

○吉田邦光委員

宮城県防犯協会連合会の吉田といたします。

初めての参加でございますけれども、皆様のいろいろなお話を聞いて勉強させていただき

たいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

○司会

続きまして、事務局を紹介させていただきます。

宮城県共同参画社会推進課長の田中伸哉でございます。

本日、司会を務めさせていただいております共同参画社会推進課の百井でございます。

どうぞよろしくお願いいいたします。

なお、本日出席をしております事務局及び関係各課の職員につきましては、お配りしております資料に記載のとおりでございます。

次に、犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり条例第8条第4項の規定に基づき、委員の皆様の互選により会長・副会長の選出をお願いしたいと存じます。

会長・副会長選出までの間、暫時、田中課長が進行役を務めさせていただきます。

○共同参画社会推進課長

それでは暫時、進行役を務めさせていただきます。

着座にて失礼します。

議事に入ります。

次第の3、議事(1)会長・副会長の選任についてでございますが、どなたか会長・副会長の御提案がございましたらお願いいたします。

○本郷昌孝委員

会長には引き続き、成瀬幸典委員、副会長には西條由紀子委員をお願いしたいと思います。

○共同参画社会推進課長

ただいま本郷委員の方から、会長に成瀬幸典委員、副会長に西條由紀子委員という案が出ましたが、この御意見に賛成の方は拍手をお願いしたいと思います。

(拍手)

皆様から拍手をいただきましたので、それでは会長に成瀬幸典委員、副会長に西條由紀子委員を選出させていただきます。

御協力どうもありがとうございました。

会長・副会長におかれましては、会長席、副会長席へ御移動をお願いいたします。

○司会

それでは、ただいま選出されました成瀬会長及び西條副会長から御挨拶を頂戴したいと存じます。よろしく申し上げます。

○成瀬幸典会長

成瀬でございます。東北大学法学部で刑法を担当しております。

2期目ということになりますけど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

刑法犯認知件数も年々減って治安状況が改善しているというふうに言われておりますけれども、安全・安心なまちづくりというのは、どの県にとりましても大事な課題かと存じます。委員の皆様のご忌憚のない率直な御意見を交わしながら、よりよい基本計画を作っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○西條由紀子副会長

西條由紀子と申します。

仕事は建築の設計の方をやっておりまして、建物の防犯というところが関心があるところなのですが、防犯性と内部で何かが起こった時の救出、それが常に相反するところがありまして、悩みながら仕事をやっています。消防署の救出の立場と、防犯という形をうまく折り合いをつけるというのが必要になってくるのかなと思っております。根本的には、犯罪を少なくしていくということがそもそもの話だと思っております。

いわゆる一市民としての防犯感覚ということで、ここではお話をさせていただきたいなと思っております。よろしくお願いいたします。

○司会

ありがとうございました。

それでは、ここからの進行につきましては、会長に議長をお願いしたいと存じます。

成瀬会長、どうぞよろしくお願いいたします。

○成瀬幸典会長

はい。よろしくお願いいたします。

それでは進行させていただきます。新型コロナウイルス感染症の感染防止対策としまして3密を避けまして、限られた時間で活発な意見交換が行われるよう、皆様の御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

では早速、議事に入らせていただきたいと思います。存じます。

まず、犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画中間案につきまして、事務局の方から御説明をお願いいたします。

○事務局

共同参画社会推進課の高橋と申します。

それでは、「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画第4期（中間案）」について御説明いたします。

資料1・2を使用して説明させていただきます。

資料1につきましては、基本計画第4期中間案の概要となります。

資料2につきましては、基本計画第4期の中間案の本文となります。

中間案の説明の前に、初めて委員会に出席される委員の皆様がいらっしゃるのので、安全・安心まちづくり基本計画の概要とこれまでの経緯について簡単に御説明します。

犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画（第3期）は、犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり条例第7条に規定される計画であり、安全・安心まちづくりに関する基

本的方向、安全・安心まちづくりの推進のための施策に関する事項等を定めております。

計画期間は4年間であり、今年度末で基本計画の期間が満了するため、今年度中に新しい計画を策定することとなります。

今年7月に開催した前回の委員会では、事前にお伺いしておりました委員の皆様からの御意見を反映し作成した素案について御審議いただきました。そこでの委員の皆様からの御意見や、県の関係課等の意見を踏まえ、今回は、中間案を御審議いただくものです。

それでは、次期計画の策定方針とともに第4期の中間案の概要を説明させていただきます。

資料1の犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画第4期（中間案）の概要を御覧ください。

ここで1つ資料の訂正がございます。2宮城県の現状と課題の（2）地域社会の現状と課題 ③「子どもを取り巻く環境が急速に変化する中で」の後に「県民」の「県」が抜けておりました。申し訳ありませんが訂正をお願いします。

それでは、説明に入ります。

「1計画の策定の趣旨」につきましては、現行計画を継承して策定しておりますので、大きな変更はありません。

次に、「2 宮城県の現状と課題」を御覧ください。県内の刑法犯認知件数は平成13年をピークに年々減少しており、ピーク時の平成13年は約49,900件でしたが、令和元年は約12,900件にまで減少しております。このことから、安全・安心まちづくりに向けて一定の成果が現れていると言えます。

しかしながら、特殊詐欺の発生は高水準で推移しているほか、子どもや女性に対する犯罪等に発展するおそれのある前兆事案も依然として発生しているなど、県民の身近なところで犯罪が発生しております。また、スマートフォンの普及等により、ネットワークを利用した犯罪が増加傾向にあるなど、これらの対策は継続していくことが求められています。

また、東日本大震災における経験を踏まえ、今後起こりうる災害や、新型コロナウイルス感染症等に対応する安全・安心まちづくりの環境整備を進めて行く必要もあります。

さらに、これまでの防犯ボランティアを中心とした活動の効率化・活性化はもとより、個人の負担が少ない形で、新たな主体が見守りに関わることを促し、見守りの担い手の裾野を広げていく必要があります。

「3 犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくりの推進」につきましては、犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり条例に基づく目標と基本方針であり、こちらも次期計画でも継続していく方針です。

「4 推進項目と具体的推進方策」を御覧ください。

6の方向性、その下に18の推進項目があります。

先ほど説明しました現状と課題を踏まえ、第4期の策定方針としては、犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり条例の基本理念（支えあい、見守り、環境整備）に基づき、基本的な方向性は継承しながら、社会情勢の変化により必要な方策を追加するかたちで第4期の計画を策定しようと考えております。

一方で、これまでの基本計画における具体的推進方策等では、取組内容が重複する箇所なども散見されたことから、今回の策定を機に内容の整理しております。

それでは、基本計画の詳しい内容について御説明します。資料2の「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画第4期（中間案）」を御覧ください。

説明に入ります前に、資料の表示について御説明いたしますが、下線部分は第3期計画から変更があった箇所、網掛け部分は素案から変更があった箇所となっております。前回の委員会において委員の皆様から頂戴した御意見や関係各課からの意見を反映した部分となっております。また、本文の右側に今回の修正した箇所の修正理由を簡単に記載しております。

それでは、具体的に第4期基本計画中間案の内容について御説明していきたいと思いません。

1ページを御覧ください。

まず、「1 計画策定の趣旨」のうち「(1) 計画策定の背景」についてですが、素案においては(7)として独立して表記していた「SDGs」に関するの表現を、(1)の中に入れ込み、計画の背景として位置づけるよう修正しています。

4ページを御覧ください。

刑法犯認知件数の推移は、平成13年以降、継続して減少傾向にありますが、より分かりやすく表現するため、グラフを追加しております。

8ページを御覧ください。

この(3)方向性については前回委員会にて各推進項目について御審議いただいた後に変更する予定でございましたので、中間案ではこの推進項目の変更部分に沿って方向性を変更しております。

まず、「イ 犯罪のないみやぎを目指した活動を県民運動として展開するための気運の醸成」については、国が策定した「登下校防犯プラン」にも明記され、今後推進していくべき、「ながら見守り」という、日常生活をしながら、防犯の視点を持って子どもの見守りを行う活動を、追加しております。

次に、「ロ 犯罪被害から子どもを守るための見守り活動の促進」については、スマートフォンの普及に伴う犯罪の危険性について説明している部分でしたが、「二」に統合したことにより、文章を削っておりますほか、より分かりやすく文言の修正を行っております。

次に、「ハ 防犯上の配慮を要する者の安全対策の推進」については、「女性」と、「高齢者・障害者・外国人等」の安全対策について分かれていた方向性を統合したため、表現を修正しております。

9ページを御覧ください。

「二 多様化・巧妙化する現代的な犯罪等への対応」については、高齢者等を狙った特殊詐欺の被害について、現行計画では、「増加傾向」と記載しておりました。しかし、現状は増加傾向とは言えませんが、高水準で推移しているため、表現を修正しております。

また、後半部分で、以前は「危険ドラッグ」と表現していたものを、危険ドラッグ事犯が大幅に減少している一方、若年層の大麻乱用が増加しているという現状を鑑み、修正しております。

次に、「ホ 犯罪の防止に配慮した安全な環境整備」についてですが、現行計画では「学校、通学路」と、「道路、公園、住宅等」が分かれていましたが、これらの方向性を統合

したことにより、表現を修正しております。

次に、「へ 犯罪の被害にあわないためのまちづくりとホスピタリティのある地域づくり」については、東日本大震災や令和元年東日本台風の被災地の安全対策のほか、今後も起こりうる大規模災害や新型コロナウイルス感染症など緊急事態に備えた対策の推進を追加しております。

12ページを御覧ください。

ここからは推進項目と具体的推進方策について説明いたします。大部分は前回委員会で素案として御承認いただいておりますが、今回初めて出席された委員の方もいらっしゃいますので、中間案における素案からの変更部分以外についても改めて説明いたします。

推進項目（1）「県民等への情報の提供等による防犯意識の醸成」ですが、

こちらは方向性1の「犯罪のないみやぎを目指した活動を県民運動として展開するための気運の醸成」に関連する項目となっており、基本方針の「支え合い」にかかる部分となります。主に地域ぐるみでの防犯に対する気運の醸成に関する方策・取組となっております。なお、中間案での変更はありません。

13ページを御覧ください。

推進項目（2）「安全・安心まちづくり活動の推進」ですが、項目の内容としては、まちづくり活動の体制整備に関するもので、主にまちづくり活動への参加促進や担い手となる人材の育成に関するものです。事業者自らが防犯活動により社会に貢献する「防犯CSR活動」や、日常生活をしながら見守りを行う「ながら見守り」に関する内容を記載しております。中間案での変更はありません。

次に16ページを御覧ください。

推進項目（4）「子どもの安全対策の推進」です。

この項目から方向性2の「犯罪被害から子どもを守るための見守り活動の促進」にかかるものとなっており、基本方針の「見守り」に関連する部分となります。

取組内容は子どもの安全対策となりますが、平成28年に施行された「子どもを犯罪の被害から守る条例」に基づく取組の推進の追加と、平成30年に国が示した「登下校防犯プラン」に基づく安全対策を加えております。中間案では、文言の修正がありますが、大きな変更はありません。

20ページを御覧ください。

推進項目（6）からは、方向性3「防犯上の配慮を要する者の安全対策の推進」に関連する項目となります。

現行計画では、女性の安全対策を単独で1つの方向性としておりましたが、防犯上配慮を要する者として高齢者や障害者と方向性を統合して1つにしております。文言の修正はありますが、中間案で大きな変更はありません。

21ページを御覧ください。

女性を犯罪の被害から守るための対策の推進に関連する事業として「男女共同参画相談事業」及び『女性に対する暴力をなくす運動期間』に合わせた啓発の実施の2事業を追加しております。

24ページを御覧ください。

推進項目（8）からは、方向性4「多様化・巧妙化する現代的な犯罪等への対応」に関

連しており、「オレオレ詐欺をはじめとする特殊詐欺や悪質商法による被害の防止」としてしております。

特殊詐欺に関しては高齢者が被害に遭いやすい面と、手口によっては幅広い世代も被害にあうケースもあるため、啓発活動についても幅広い世代に対して行うことと記載しております。

また、現在被害を未然に防ぐ取組として効果的と言われている迷惑電話防止機能付き電話機器等の普及促進を推進することとしております。

中間案では、具体的推進方策イの「特殊詐欺や悪質商法による被害にあわないための啓発活動の推進」については、成年年齢引き下げについての記載に補足をし、分かりやすくしております。

また、同ページ具体的推進方策ロ「関係機関と連携した被害の未然防止対策の推進」では、前回委員会にて委員の方々から御意見を頂戴しました、少年のみならず成人の大学生等の若者が犯罪に加担しないための取組を今回追加しております。

次に、26ページを御覧ください。

推進項目(9)「インターネット犯罪被害の防止と情報モラルの推進」です。

県民生活にインターネットが必要不可欠となり、それに伴って犯罪被害や、人権を侵害する問題が増加していることを踏まえ、被害防止のための取り組みを記載しています。

内容としては、子どもがSNS等を通じて犯罪被害に遭わないための啓発活動に加え、相談体制の充実、委員からも御意見のあったキャッシュレス決済等の情報化社会の進展に伴う新たな犯罪被害防止対策などを加えております。特に中間案で変更はありません。

次に29ページを御覧ください。

ここから方向性5「犯罪の防止に配慮した安全な環境整備」に関連する項目となり、基本方針の3つの柱である「環境整備」にかかる部分となります。

(11)から(14)までは、それぞれ学校・道路・住宅・商業施設等の環境整備となり、平成29年度に改定した「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり各種防犯指針」に基づいた防犯環境設計に関する取組となります。この防犯指針とは、犯罪の起きやすい環境に着目し、犯罪を誘発する要因を除去することで、「犯罪が起きにくい環境づくり」を目指す指針をまとめたものです。

こちらの推進項目にいても、特に中間案で変更はありません。

次に33ページを御覧ください。推進項目(15)「防犯カメラの適切かつ効果的な設置・運用の推進」についてです。

宮城県では平成28年10月に「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」を策定し、防犯カメラの有用性とプライバシーの保護との調和を図りつつ、適切かつ効果的な運用を推進しているところです。

今後も、適切な防犯カメラの設置運用に関する取組を継続し、推進していくこととしております。中間案での変更はありません。

次に34ページを御覧ください。

推進項目(16)「犯罪のない安心して暮らすことのできる安全なまちづくりのための環境整備の推進」についてです。

この項目から方向性6「犯罪の被害にあわないためのまちづくりとホスピタリティのあ

る地域づくり」に関連する項目となりますが、内容としては大きな変更はなく、方策としては違反広告物の除却等の環境美化活動を推進することについて記載しております。特に中間案で変更はありません。

最後に36ページを御覧ください。

推進項目(18)「大規模災害時等における安全対策の推進」です。

現行計画では、「被災地における安全・安心まちづくりの推進」として東日本大震災への対応を記載しておりました。

内容については、統合しておりますが、第4期計画におきましても、被災地における安全・安心まちづくりの推進は同水準で継続していく予定です。

また、委員からの御意見もありましたが、震災対応のみならず、今後起こりうる新たな災害や、新型ウイルス感染症拡大などの事態における、新しい生活様式などに適した防犯活動についての取組方針も付け加えたものとなります。中間案では、今年の台風被害について記載を追加いたしました。

ここまで、第4期基本計画の中間案の内容を御説明いたしました。

委員の皆様からは、御意見、提案等をいただけますようお願いいたします。

私からの説明は以上です。

○成瀬幸典会長

はい。どうもありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明につきまして、何か御意見、御質問等あれば、よろしく願いいたします。

いかがでしょうか。では、私からいいですか。

17ページの一番下に「子ども110番の家」があるのですが、ここで子どもが事件・事故・災害等となっていたところ、災害を削除したのは、ここに書いてあるように災害時の避難想定はないということでしょうか。少し説明がわかりづらいので、もう少し説明していただければと思うのですが。

○県民安全対策課

警察本部県民安全対策課の及川と申します。よろしく願いいたします。

この子ども110番の家に関してですが、主に子どもが不審者から声を掛けられたり、いわゆる事件、もしくは交通事故に遭ったところを前提にした、子ども110番の家ということです。

例えば事件事故があった時に、こういうふうに対応してくださいと、事前に講習会を開いて対応していることが主でございます。

決して災害等で行ってはいけないということではないのですが、主に事件・事故が主だということで、今回は災害を削除しております。

○成瀬幸典会長

ちなみに、子ども110番の家を指定するのは、どこなのでしょう。

○県民安全対策課

これは様々でございます。地域によって異なりますが、学校や、防犯団体に委嘱している地区もあります。

○成瀬幸典会長

指定するときに災害は想定されていないという理解でよろしいですか。

○県民安全対策課

災害を主として想定しているものではございません。

○成瀬幸典会長

わかりました。他にいかがでしょうか。

いろいろなお立場の方に御出席いただいておりますので、それぞれの立場で、気になるところについて御発言いただければというふうに思います。いかがでしょうか。

○田中智仁委員

18ページの、「子どもに関する安全教育の推進と相談窓口の充実」で、1点、確認的な質問をしたいと思います。

今回追加していただいた網掛けの部分で、子どもが相談しやすい環境の整備を推進しますということで、ハの部分に該当すると思うんですが、ここで、例えば警察が主導するのか、それとも県の方で主導するのか、またはNPO等の団体の方が推進するのか、どこが主体になるかというところが不明確な感じがします。中には、相談員の資質向上に努めますとありますが、どこが主導してやるのかといった部分について、少し具体的なところが決まっていれば説明をお願いしたいと思います。

○共同参画社会推進課長

19ページを御覧いただきたいと思います。

こちらに県、県警で安全教育等の様々な取り組みをしているので、それぞれの立場で適切に対応していきたいと考えております。

現時点では、どこがということではなく網羅的にやっていきたいと考えております。

○田中智仁委員

19ページの表は、どこに対応してるのかちょっとわかりづらいと思いましたが、もし可能であれば、この19ページの表を参照みたいな文言が入るとより整理がつくかなと思いましたが、御検討いただければと思います。

○本郷昌孝委員

基本方針等に出てきている言葉で、「自らの安全は自らが守る、地域の安全は地域が守る」という部分があります。人によって理解が違ってもいいかもしれませんが、後半の「地域の安全は地域が守る」の最初の「地域」というのは、「エリア」。その中で、地域という

組織，あるいは地域のみんが守るんだよということなのかなと思います。そうすると，「地域が」よりも「地域で」の方が私はわかりやすいかなと思いました。

○共同参画社会推進課長

「自らの安全は自らが守る，地域の安全は地域が守る」という表現は，条例で明記している表現でして，それを引用しております。

よって，表現の訂正は想定しておりません。

○成瀬幸典会長

いかがでしょうか。

御発言しにくいでしょうから私から御指名してもよろしいでしょうか。

太田委員は小学校の校長という立場から，もし気になる点等ございましたら，御意見いただければと思うのですが。

○太田文子委員

先ほどの「子ども110番の家を指定するのがどこか」ですとか，「相談窓口の充実で主体となるのはどこかが不明確」というところで，私が日ごろ思っていたことを述べさせていただきます。

私は校長職を2市で経験しまして，やはり子ども110番の家を指定しているのは市によって違ってまして，校長として地域の事情を知るのに，子ども110番の家に御協力いただきたいけれど，どこと連携していったらいいのか迷うところがあります。

子ども110番の家というのが始まって随分経ちまして，地域の安全点検などで教職員とともに確認するんですが，看板も随分と古くなってしまっているところがあります。

やはり，ある程度進んでいくと，主体がだんだん薄れていってしまって，そうしたことが地域の皆さんの意識の薄れに繋がっていかないかと思うところがあります。

この第4期中間案の御説明で，実効性があるというような御説明がありまして，前回の会議でいろいろと委員の皆様から御意見があったことについて，ずっとわかりやすく盛り込まれていて，事務局の皆さんの努力がわかったところです。しかし，実効性のあるところをどう具体化していくかというところ，実際にリーフレット等になったとしても，関わる人たちがどれだけこれを見て具体的に，自分が何をするのか，理解していけるのかなと，説明を聞きながら思っておりました。以上です。

○成瀬幸典会長

事務局いかがですか。

○共同参画社会推進課長

確かに，そのような部分もあるかと思いますが，実効性があるということで，こちらに主な事業としていろいろ事業を記載していますので，こちらを着実に進めながら，そういう啓発活動を進めることによって，地域の安全を確かなものにしていきたいと考えております。今後，どのように行えば実効性が上がるのか研究しながら進めていきたいと思

ます。

○成瀬幸典会長

指定主体を特定するとか、県で調整するという動きはないのですかね。難しいことなのではないですかね。

○県民安全対策課

子ども110番の家に関してですが、先ほどもお話しましたとおり、委嘱の主体が地域ごとで異なり、自治体や学校が委嘱しております。

警察では、例えば、子どもが逃げ込んできた時の対応について、マニュアル等を提供しながら、実際の訓練等を行っておりますが、委嘱の主体が一本ではないのが現状です。

○成瀬幸典会長

そこは統一しなくてよろしいのですか。

地域によって委嘱内容も異なるので、同じ子ども110番の家の看板がかかっているけど、やるべき内容が違うということですかね。

○県民安全対策課

内容は違うものではないと理解しております。委嘱主体の統一については、各関係機関間の調整が必要であると思われまます。

○成瀬幸典会長

御検討いただければと思います。

○中井誠一委員

今回から参加しましたので、過去に検討があったかもしれませんが、その場合は失礼いたします。

今、主体とか実効性というお話ございました。

最初の自己紹介で申し上げましたが、私は地元の単位防犯協会の活動を20年以上やってきましたのですが、例えば我が家の前には、地域防犯連絡所の看板が1つあります。それから、うちの防犯協会で立てている防犯110番の家という看板もあります。

おそらく、地域ごとの看板が立っているかと思いますが、通りがかって見る人、地域の人がどういうふうに見るかということ、どういう基準でという部分が、地域地域でいろいろあると思います。あるいは、10年前に建てたので、その時の家の人はわかったけれども今はわからないとか、いろいろな状態があるのではと私は思います。

ここは県の段階ですので、県の方々とか、県警の皆さんの認識といたしますか、この計画を見せていただいても非常に立派だなと拝見しております。

ただ、これが市町村とか末端に行くほど、意識が徹底してない部分が多いと思います。

それから、今言ったように看板が立っているけれども、その住民に対し、実際に子どもが駆け込んできたときにどう対応するんですかと聞いたら、一軒一軒の人がきちんと答えら

れるかどうかは、まだまだ徹底していないと思います。

計画には、いろいろ立派なことが書いてあるのですが、経験とか問題点の洗い出しというのが、県のレベルではなく、具体的に言えば角田警察署、東根駐在所、角田市役所、こういうところの方々が実際に目にされてるわけです。

先ほど小学校の校長先生がおっしゃった看板についても、地元の行政の方、警察の方が見ていないはずがないわけです。ですから、実効性ということからいくと、そういう方々も含めて、より身近な方々が、きちんと点検し、地域の方々とお話をしながら、実際に介在して実効性のあるようにしていただくということが、この計画が生きるという意味ではとても大事なことだと思います。

○成瀬幸典会長

ありがとうございました。

是非これは心に留めていただいて、この計画を作っていく上で活かしていただきたいなと思います。お願いいたします。

○藤澤美子委員

関連して、私の町の例です。最初PTA等が立ちあげて20数年なんですけど、継続していけるわけではなく、現在は青少年健全育成松島町民会議が行ってしまっていて、各地区に推進員さんがいらっしゃる地区単位で、2年に1度、掲げている看板の不備があるかどうか、マニュアルがあるかどうかを含め文書で継続依頼を行い、見直しを実施しております。

推進委員さんに回してもらい、学校とタイアップし、看板の掲げ方についても、見えるような場所にあるかどうかを確認しながら活動しています。私がいる学校区では、新年度始めに、子どもと一緒に通学路にある子ども110番の家を回り、通学することを知らせる活動も行っているのでも、子ども110番の家の設置と、継続依頼と、子供たちの顔の見える活動というのを進めていかなきゃいけないなと思いながら日々活動しているところです。少し良い例を紹介させていただきました。

○成瀬幸典会長

そのような良い取り組みを県で吸い上げて、またフィードバックするという循環サイクルをぜひ作っていただければと思います。どうもありがとうございました。

他に何か御意見ございますでしょうか。

○西條由紀子副会長

私も長くこの委員会に携わっていて、本当に中身がとても充実してきており、本当に事務局の方々の努力というのか、私たちが出した意見を吸い上げていただいて、盛り込んでいただいていると思いました。

ここの委員会である程度こういう方針が出されたならば、先ほどの実効性っていう言葉がありましたが、どのように実効性が広がっていくのか、どういう形で進んでいくのでしょうか。もう1回確認できたらなと思いました。

それから、内容のところ、公園やまちづくりの部分、深夜商業施設との連携というこ

とで32ページ、セーフティステーションの活用の促進について、実施主体が警察ということで注釈にセーフティステーションというのとは説明がありましたけれども、この辺の取組み方の事例とかを具体的にお話を伺えればなと思います。

○共同参画社会推進課長

最初の方の、計画の広げ方についてですが、本年度の2月議会で議決されましたら正式に県のホームページに公表して、市町村の担当する方々を呼んで、この計画の説明会を開かせていただいて、まず市町村の方に啓発します。

それ以外に共同参画社会推進課の事業で地域安全教室をやっておりますので、その際にこの計画の内容を含めた説明を、地域の町内会、学校等に行つて地道に啓発活動をして県内に周知させていきます。

○生活安全企画課

生活安全企画課の鈴木と申します。

セーフティステーションの関係ということですが、コンビニなどが対象となっております。警察としましても、セーフティステーション事業に関わらず、特殊詐欺やその他の犯罪の未然防止に向けて企業・団体と連携をしているところになります。

○事務局

事務局の方から説明させていただきます。

セーフティステーション事業というのは、県警の御説明があつたとおり、コンビニエンスストア等の深夜に営業している店舗が、万が一夜中に何か危険な目に遭つた場合に、駆け込んで助けを求める活動に協力しますというのが、このセーフティステーション事業の内容です。

先ほどもお話のあつた子ども110番の家も、何かあつたら駆け込んで良いというものですが、セーフティステーションも、地域の中で何かあつた場合に助けを求められるよう、企業の方で協力するという活動です。

○事務局

計画の広め方についてですが、県では警察、学校、防犯協会、事業者等を集めまして、年2回程度ですが、防犯について話し合うネットワークフォーラムを開催しております。

フォーラムは好評で、今後役に立っていただいているということでもあります。

○田中智仁委員

非常に些末な表現の部分なのですが、24ページあります特殊詐欺の部分で、一番下の行、今回追加していただいた網掛けの部分ですが、犯罪に安易に加担しないように記載されてるんですが、「安易に」という言葉はいらないのではと思います。「犯罪に加担しないように」で十分かなと思いました。細かい部分ですが御検討いただければと思います。

○共同参画社会推進課長

どうもありがとうございます。
修正させていただきたいと思います。

○竹田英子委員

先ほどのセーフティステーションの御説明で、協力してくださる企業とおっしゃってたんですけど、現状は全コンビニエンスストアではないのですか。

○事務局

すべてかどうかは、県では把握しておりません。

企業の社会貢献活動の一環として活動しており、例えば協会で決めればその協会傘下のコンビニエンスストアは行っていると思いますが、個人経営などは自主的に行ったりする場合はあると思いますが、全部とは言い切れないと思います。

○竹田英子委員

できればそれをお願いしてでもやってもらえるように協力していただければいいと思いました。

○高橋敦委員

今回、初めて委員に選ばれましたので、具体的なことについてはまだ承知しておりませんが、文面につきましては、本当に立派なものだなと、事務局の方も本当に大変御苦労されたのだなと感じております。

ただ今、実効性についてという話が出たので、その辺のことを考えてちょっと読んでみます。

例えば36ページ、具体的推進方策に、「安全教室を実施」と書いてあります。安全教室として各小学校、幼稚園、様々なところから防犯について教えて欲しいということで、年間20～30件ほど要請がありましたが、新型コロナウイルスの感染が広がってから全くなくなりました。ここには安全教室を実施して積極的に広報啓発活動を推進しますということが書かれているのですが、この新しい生活様式を求められている中ではなかなか難しいと思います。実効性について考えていくと、言葉では啓発活動を推進しますと書いていますが、相反する部分もあるのかなと思いました。

これは計画でしようけども、実効性について考えていく上では、新しい生活様式とこの実効性を踏まえた上で何かしら文言を入れていかないと、ただの言葉遊びだけになってしまうのかなと思いました。

○共同参画社会推進課長

貴重な御意見だと思しますので、どこまで計画に盛り込めるかわかりませんが、実際、今後のことを考えるとやはりそういうことも考えていかなければいけない部分があると思しますので、検討させていただきます。

○吉田邦光委員

ながら見守りというのは本当に大切なことだと思います。

私は県防連に今年の5月からお世話になっておりますが、地域のボランティアの方々もみんなで集まって活動する以外にも、ながら見守りの意識があるようで、個人的に犬の散歩の時などにながら見守りをやっているというお話を聞いて、素晴らしいことだなと思っております。

これを県民1人ひとりに広げていければ、非常に安全・安心まちづくりに効果があり、それ以外にも効果はあるのかなと思います。

是非、この活動が県民に浸透するように呼びかけて、広めていただきたい。

また、見守りをする方も、実際に何かおかしいことを目撃しても、通報などを躊躇してしまう方もいます。見かけたら、より通報しやすくなるような取り組みも必要かと思いません。以上です。

○共同参画社会推進課長

ありがとうございます。

ながら見守りを県民に広く周知できる取り組みを検討します。

○成瀬幸典会長

計画は、PDCAサイクルといって、計画を立て、実行に移し、チェックし、またアクションに移していく、そういうサイクルを構築しなければいけないと言われてると思うのですが、この計画を立てて方針を立てて実施する。そこまで行われると思うんですけど、それをチェックするのはどういう部署になるんでしょう。

○共同参画社会推進課長

この計画は共同参画社会推進課で実施状況を集約して、この委員会に報告させていただいて、様々な御意見をいただいて、それを次の事業に反映させていくという流れで行っております。

○成瀬幸典会長

この委員会が、実際に立てられた計画をどう実施したか確認する意味を持つと、そして提言にしていくということになるわけですか。

○共同参画社会推進課長

はい。そのとおりです。

○成瀬幸典会長

そのことはこの計画の中には盛り込まなくてよろしいのですか。

基本計画は計画だけで、そのあと計画をどのように実施したか、そのことをどこが確認して、次の年度につなげていくかは、計画の中に書き込まなくてよろしいのでしょうか。これまでの議論ではないようですが。

○共同参画社会推進課長

これまでの計画でも書き込んでいませんでしたので、今回も想定はしておりません。

○成瀬幸典会長

今、委員の先生方から実効性ということがおっしゃられたと思うので、その実効性をどう図っていくか、実効性を高めていくためには、実際にこういうことを計画に沿って行いましたと、それについてチェックして、次年度につなげていく。

計画の中に盛り込むことも考えてよいのかなと、先生方の御意見聞いてて個人として思いました。

○共同参画社会推進課長

検討させていただきたいと思います。

○成瀬幸典会長

他にいかがでしょうか。

御自由に御発言いただければと思います。

○中井誠一委員

今お話があった点なのですが、具体的な施策の推進というのは、行政、あるいは警察で事業を行っており、おそらく実績をまとめてチェックするというのは並大抵ではないのだろうなと思います。

ただ、やはりこの委員でも関心事ですので、できるのであれば、いくつか数が少なくても代表的な項目を上げて、結果をいくつか示されるとわかりやすいかと思います。

全部は到底無理だと思いますので、もし可能であれば、試みられたらいかがかなと思います。

○竹田英子委員

28ページの大麻に関するところですが、芸能人の方や若い方が次々と手を染めてる事案に関してなのですが、事業内容としては、小・中学校、高校、大学、専門学校等で講話を推進し周知させる、実施主体としては銃器薬物対策課、少年課となっているのですが、これも今までのお話のとおり、実施状況といえますか。これだけたくさん被害が出ていますから、ぜひやっていただきたいのですが、実効性という意味で、県が計画を決めてから、県警、警察署と、いろいろな実態を見た上で、確実に実施していくという実効性が必要ではないかと思います。

パンフレットもたくさんありますが、今はインターネットで誰でも簡単に手に入ります。そういうところに有効な対策をとっていただければなと思います。よろしくお願いします。

○藤澤美子委員

ちょっと戻ってしまうのですが、7ページにあります図ですけれども、これを基にして、例えば、支え合えるのは地域のどんな部署か、見守りはどこか、私たちができるのは何な

のかとか、図の中のどこを自分たちが担えるのかがパッと見てわかるものがあり、そこに自分たちが書き込んで実行できるといいと思います。活動の中のどこを私たちができるかわかりやすくなるんじゃないかなと思います。

このページはすごくいいなと最初から思っまして、子供向けにもわかりやすいような文言で、守られる側だけじゃなくて、自分たちだって何かできるんじゃないかなという、小さい時からその意識を高めていけるような、冊子とかではなく、ポスターみたいな1枚物をみんなに渡してもらって、わかりやすいように例とか、ながら見守り等活動の内容が書いてあるといいかと思ひます。この活動の中の一端を担ってるなという意識づけができるんじゃないのかなと思ひます。

そういう部分も少し考えていただいて、計画が本当に具体的に進められるように、お願いしたいなと思ひました。

○共同参画社会推進課長

ありがとうございます。

大変貴重な御意見いただきましたので、今後の周知の方法の参考にさせていただきます。

○成瀬幸典会長

他にいかがでございましょうか。よろしいですか。

それでは事務局におかれましては、本日御説明いただいた中間案をもとに、いただいた御意見、御提言を踏まえて中間案を修正していただきますようお願いいたします。

また本日の短い時間では言い尽くせなかった部分もあろうかと思ひますので、中間案に関する御意見につきましては様式をお配りしておりますので、期日までに事務局あてお送りいただければと存じます。

なお、修正案の取りまとめにつきましては、会長、副会長に一任をお願いしたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの発言有り)

ありがとうございます。

では来年1月に予定している次回の委員会では、最終案を御審議していただくということにしたいと思ひます。

それでは以上をもちまして議事を終了いたします。

どうもありがとうございました。

○司会

成瀬会長ありがとうございました。

それでは次第の4その他についてでございますが、委員の皆様から何か、その他報告ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは最後に事務局から今後のスケジュールについて、御説明をさせていただきます。

11月19日からパブリックコメントを実施させていただき、広く意見をお聞きするとともに、県議会環境福祉委員会に報告の上、最終案を令和3年1月18日に開催予定の安全・安心まちづくり委員会において、皆様に御審議いただいた上で、最終案をとりまとめたいと考えております。

次回の委員会の開催が近くなりましたら、改めて正式な開催通知をお届けしたいと存じますので、よろしく願いいたします。

それでは以上をもちまして、本日の安全・安心まちづくり委員会の一切を終了させていただきます。

長時間にわたりまして誠にありがとうございました。